

## 歴史資料として重要な公文書等の移管に関するアンケート（案）

府省における公文書等の移管のとりまとめを担当する立場からお答えください。  
（ご回答は、集計して「懇談会」の審議資料とする予定ですが、個々のご回答を資料とすることはありません。）

Q1 国立公文書館への歴史資料として重要な公文書等の移管に当たって、府省内を調整するに当たり、苦勞の多い点はどのようなことですか。

- a) 国立公文書館の目的（歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用）が職員に十分に理解されていない
- b) そもそも移管制度自体を知らない職員が多い
- c) どのような行政文書が移管対象となるかわからない職員が多い
- d) 移管対象に該当する行政文書に対し、保存期間が延長されるものが多い
- e) 国立公文書館への移管後の文書の利用が不便である
- f) 移管後の国立公文書館における公開上の取扱いに不安がある
- g) その他（自由にご記入ください。）

Q2 どのような改善措置がとられれば、公文書等の国立公文書館への移管がもっと進むと思いますか。

- a) 移管すべき歴史資料として重要な公文書等の定義を明確にする
- b) 各省行政職員への歴史資料として重要な公文書等の移管に関しての手続き等の説明をさらに充実する
- c) 省庁横断的な文書管理のルールを策定する
- d) 移管後も文書作成府省の職員が容易に公文書等の利用ができる体制にする
- e) 移管後の文書の公開・非公開の判断に際して、移管元の省庁の意向が反映されるようにする
- f) 内閣府との協議をより頻繁に行う。
- g) 国立公文書館との協議を定期的に行う
- h) その他（自由にご記入ください。）

Q3 保存期間が満了した行政文書については、廃棄にあたり、歴史資料として重要な公文書等は国立公文書館へ移管しなければならないことが法令等に規定されていますが、このことについて、各部局各課等の文書管理者担当者は十分承知していますか。

- a) 十分承知している
- b) 概ね承知している
- c) あまり承知していない
- d) ほとんど承知していない
- e) 承知していない

Q4 移管対象となる行政文書の範疇については、平成13年3月30日付けの閣議決定、官房長等申合せ、文書課長等申合せで定められていますが、これらの内容について、各部局各課等の文書管理者担当者は理解していますか。

- a) 十分理解している
- b) 概ね理解している
- c) あまり理解していない
- d) ほとんど理解していない

Q5 毎年度当初（6月）内閣総理大臣から各府省庁の長に対して、「歴史資料として重要な公文書等の申出」について依頼していますが、貴府省においては移管対象の申出に先立って、各部局各課等の段階において、移管対象公文書等の選定は適切に行われていると思いますか。

- a) 十分適切に行われている
- b) 概ね適切に行われている
- c) あまり適切に行われていない
- d) ほとんど適切に行われていない
- e) 適切に行われていない

SQ1 c)、d)、e)と回答した方にお聞きします。適切に行われていないと思われたのは、どのような点ですか。

- a) 移管基準等の規定の周知が原課等にいたるまで周知が必ずしも十分でない。
- b) 行政文書ファイル管理簿上の文書のタイトルに抽象的なものが多いため、選定が難しい。
- c) 歴史的に重要な公文書のカテゴリーが良く分からないため、選定が難しい。
- d) 申出はあるものの、移管基準を踏まえれば、対象文書はもっと多いはずだ。
- e) 申出はあるものの、移管基準を踏まえていないものがある。
- f) 機械的に全て延長と回答する部局が多い。
- g) 全く反応がない。

h) その他（自由にご記入ください）

SQ2 その原因は何だと思われませんか。また、それを改善するにはどのようにすればよいと考えられますか。（自由にご記入ください。）

Q6 保存期間が満了した文書の保存期限を延長する必要があるのは、どのような場合ですか。

- a) 法令改正が予定されている。
- b) 通達の効力が継続している。
- c) その他（自由にご記入ください）

Q7 諸外国では、各機関の現用文書の管理について専門の機関を設置し、文書管理（電子文書を含む。）に関する指導、助言、職員研修等を行っている例がみられます。我が国においてそのような機関を設けることは有益だと思いますか。思いませんか。また、そのように思われる理由について自由にご記入ください。

- a) 有益  
（理由 \_\_\_\_\_）
- b) 有益でない  
（理由 \_\_\_\_\_）
- c) 一定の条件が満たされれば有益  
（条件 \_\_\_\_\_）

Q8 諸外国や地方公共団体においては、保存期間満了前の文書であっても、利用頻度が少なくなったものについては、共用の書庫（いわゆる中間書庫）に一括して保管した上、専門の機関が管理し、文書作成機関が必要な場合には閲覧サービス、一時的送付等を行っている例がみられます。我が国について、国の機関、あるいは、国立公文書館において、こうした書庫を設置した場合、このような書庫の利用を前向きに検討するのは、当該書庫がどのような条件をみたした場合ですか。

- a) 情報公開法上の開示請求にスムーズに対応できること
- b) オフィス・スペースの有効利用に資すること
- c) 文書保管コストの削減に資すること
- d) 文書を必要な時に支障なく利用できること
- e) 義務でない限り利用しない
- f) その他（自由にご記入ください。）

SQ1 e)と回答した方にお聞きします。利用しない理由は何ですか。

- a) 情報公開への適切な対応に不安が残る。
- b) 保存期間内の文書は、すべてただちに使用できるような状態で保管されなければ、業務に支障が出る。
- c) その他（自由にご記入ください）